

令和2年度事業計画（案）

昨年度、津久見市と共催で開催した市民後見人養成講座では、応募者数15名で9名が修了しました。法人後見支援員（市民後見人）の登録者が32名になり、法人後見事業では、その中から現在4名が活動中です。

エンディングノート（最後の時まで自分らしく暮らしたいノート）を作成し、フォーラムや勉強会で配布したり、法人後見支援員（市民後見人）が、被後見人との面接時に会話をしながら記録するなど、人生会議としても取り組んでいます。佐伯市等と共催で開催しました第2回バトン権利擁護支援フォーラムでは、県内外から104名の参加者がありました。

また、行政や包括職員から要望があった、「虐待防止研修」の開催や支援者のための権利擁護支援ハンドブック等の作成を行い、専門職のための勉強会や事例検討会等も開催し、参加者の満足度は90%以上でした。

成年後見等に関する相談件数が200件以上、申立書類作成支援は8件にのぼり、質の高い支援者の育成と権利擁護の周知がすすんでいると思われまます。バトンカフェは3ヶ所で開催し、参加者は延べ1084人になりました。また参加者から相談を受け、成年後見等の申立につながったケースもありました。今年度は、WAM助成3年目で最後の年となります。また、認定NPO法人認証申請ができる年度になりましたが、これまで同様、権利擁護支援事業と成年後見事業に真摯に取り組んでまいりますので、今年度もご協力をよろしくお願いいたします。

【基本方針】

障害があってもなくても、地域で、違いを認め合い、みんなと一緒に暮らす事ができる地域づくりがすすむ事を願い、当法人のスローガン「お互いが思いやりを持って、協働しあう、心あたたまる地域づくりを目指します」をかがげ、役割を確実に果たしていきます。

【重点項目】

1. 体制整備（中核機関設置）のための周知活動

行政や包括、社協職員等と関わり相談を受ける中で、判断能力が低下し、意思形成支援や意思表出支援、意思実現支援が必要な方が、1人になっても安心して、地域で暮らす事が可能になるためには、相談担当職員の質の担保や国がすすめている中核機関の設置に向けての取組みへの意識改革ならびに、正しい知識等の教育・学習が重要性である。

2. ネットワークの構築と実態把握

これまでの取組みで、要支援者の共通理解や情報の共有が、支援する側にとってより重要であるという認識は深まっている。しかし生活の場は、居住地域であり、だれもが日常生活を送る中で、今後も共に暮らすであろう地域住民との関わりは重要であること。そして、福祉・医療・介護関連のみの他職種連携だけではなく、より広い他機関連携が、要支援者の課題解決により効果的である。また県内の市町村によっては、専門職後見人の人数や行政の対応等に格差があるものと思われるため、実態把握も必要性である。

3. 居場所づくりへのアウトリーチ

地域密着型のバトンカフェの存在意義は大きく、より多くの地域での開催が望まれることから、自法人主催の開催だけにとどまらず、他の地域でも実施が可能となる取組みが出来るようアウトリーチして、側面的支援（エンパワメント）の役割を担うことが重要である。

【事業計画】 ★は、WAM 通常助成事業

1. 成年後見事業

(1) 市町村からの委託事業

- ① 法人後見事業の委託・管理
- ② 法人後見事業の立上げ支援と運営のアドバイス

(2) 法人独自の成年後見事業

a 登録制複数担当方式(専門職：金銭管理、市民後見人：身上保護)

★法人後見の運営(拠点作り) 【成年後見事業】

- ① 目的：いつでも相談が出来て、誰でも必要な人が成年後見制度を利用することができる
- ② 内容：1.法人後見支援員(市民後見人)として登録した担当者が被後見人と面談をして見守り支援(身上の保護)をする。
2.いつでも困ったときに、相談が出来る場所の提供
- ③ 日時：1回/2週(法人内支援員(市民後見人)と被後見人(施設等)で調整)
月曜日～金曜日まで(9時～16時まで相談窓口の開設)
- ④ 場所：事務局、被後見人の入所施設又は居宅
- ⑤ 対象者：被後見人の後見事務ならびに法人内支援員(市民後見人)の指導教育バックアップ

b 登録者の専門職と市民後見人の複数担当方式

c 登録制市民後見人1人での金銭管理と身上保護

(3) 家庭裁判所から直接選任された市民後見人と契約を行い、指導・監督を行う

2.権利擁護支援事業

①★バトンカフェ(毎月第2日曜日：白杵商工会議所1階フロア)

1.要支援者の早期発見早期対応のためと、居場所づくりを目的に開催する。
障がいがあっても、なくても、誰もが集える場を、みんなで作っていきます。顔と顔の見える関係づくりを広げて、何かあったら、お互いさまの精神で、助け合っていく、思いやりのある、心あたたまる地域にみんなで、していきましょう。対象は、0歳から120歳まで、障がいがあっても、無くてもしっかりと参加できます。

2.新たにカフェ設置を希望している団体等への開催アドバイス指導。

②バトン見守り隊事業

バトンゼミナール・バトン市民後見人養成講座修了者が、支援として見守り支援が必要な方のお手伝いをします。

③任意代理契約事業

必要に応じて契約により支援をおこないます。

④事業所と相談契約事業

契約により会社や事業所のヘルスマメンタルケアや職員への相談支援をおこないます。

⑤★バトン市民後見人養成講座

- ① 目的：認知症や障がいなどで判断能力が低下した方の権利と財産を守るため、成年後見制度を活用の活用支援と法人後見支援員(市民後見人)の育成
- ② 内容：30単位・60時間予定(後見活動や権利擁護支援に必要な科目)
- ③ 日時：令和2年6月～令和3年2月頃まで予定
- ④ 場所：津久見市内の施設：津久見市社協ふれあいセンター
- ⑤ 対象者：大分県下の住民

⑥★バトンゼミナール(地域の質の良い支援者の育成)

○事例検討会・勉強会の開催

- ① 内容：事務局で準備した事例等で事例検討会他
- ② 日時：1回/2ヶ月実施
- ③ 場所：公民館等会場借り、バトン事務所
- ④ 対象者：法人後見支援員のフォローアップ研修、行政職員、地域の相談員、社会福祉士、ケアマネ、福祉従事者、権利擁護支援、社会貢献活動に関心のある一般市民等

○行政職員・専門職向け虐待対応研修等専門的研修の開催

第3号議案 特例認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

⑦権利擁護支援実践協議会

成年後見制度利用促進に寄与するための活動です。地域の関連機関との会議や支援活動、学習会等を行い、権利擁護支援に必要性とその普及を図ります。

⑧バトン図書館

不要になった書籍を寄付していただき、無料で貸し出しを行います。貧困家庭の負の連鎖等が問題になっています。貧困から抜け出すための方法として、学力や知識を身につけることだと言われています。また、児童虐待等の早期発見にもつながる活動です。

⑨バトン講師派遣事業

バトン講師派遣事業は、講師登録制で60分2万円で、登録者が受託する事業です。行政や各団体、事業所などに、講義名、講義内容、講師名等の一覧表を配布して、依頼を受け日程等の調整を行います

⑩総合相談(随時何でも相談)

- ①バトンカフェで「なんでも相談会」を開催します。
- ②保健・医療・福祉・権利擁護に関する相談全般を随時受け受けています。

⑪バトン何でも相談会

医療・福祉・介護保険・障がい・消費者被害・労務関連等各種専門職が一堂に会し、相談を受けます。

⑫★成年後見制度に関する相談(津久見市社協)

- ①目的：権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため
- ②内容：権利擁護と成年後見制度等の困りごとの相談を受ける
- ③日時：1回/月、第4水曜日 13：30～15：30
- ④場所：無料で、津久見市社協ふれあいセンター
- ⑤ 対象者：大分県下の住民

⑬★利用促進に向けた体制整備勉強会（中核機関に向けての検討会議）

①目的・内容：虐待対応や本人中心支援をするためには、行政判断が不可欠である。判断能力が低下し、意思形成支援や意思表示支援、意思実現支援が必要な方が、適切な支援を受け、一人になっても安心して、地域で暮らすことが可能になるためには、相談担当職員の質の向上や、国が進めている中核機関の設置に向けての取組みへの意識改革や正しい知識等の教育・学習する機

第3号議案 特例認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

会をもち、質の向上を図る

回数：6回/年 開催予定

場所：佐伯市と津久見市

協力者：日本福祉大学教授 平野隆之 さん

尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田敦子 さん

参加者：津久見市・佐伯市・豊後大野市・竹田市へ呼掛け（津久見市と佐伯市は参加予定）

⑭権利擁護と成年後見に関するアンケート

- ①目的：権利擁護支援の必要性和成年後見制度の実態把握のため各事業所専門職等へ調査依頼を行う。

⑮エンパワメント事業

いくつになっても、障がいがあっても、社会参加(社会貢献)と就労ができる環境を整備する

○職市出店支援

3.法人内の取り組み

(1)会議の開催

総会、理事会、職員会議、相談員会議、法人内支援員会議を開催します。

(2)支援者の拡大

当法人の活動やパンフレット等をとおして、バトン支援者(正会員、賛助会員、寄付者)の拡大を目指します。今年度認定NPO法人の認証申請をおこないます。

(3)委員会や研修会への参加